

ヒアリング項目	回答
1 前提：対象サービスの範囲について	
<p>Q1-1</p> <p>上記【想定対象サービス】欄に挙げられたもの以外に、貴社又は貴社の関係会社が事業上運営しているサービスであって、以下の①～③のいずれにも当てはまるもの（上記【想定対象サービス】欄に記載の類型以外を含む）があれば、御教示下さい。</p> <p>① インターネットを通じ、日本国内の不特定の者によって受信されることを目的としてコンテンツ（文字、画像、映像、音声など）を媒介・送信するものであること。</p> <p>② 上記①のコンテンツに自社以外の第三者が作成・投稿したものが含まれること。</p> <p>③ 広告収入を主たる運営基盤としていること（※）。</p> <p>※ 広告収入以外の収入（購読料、寄付金など）を主たる運営基盤とするサービスは、いわゆるアテンション・エコノミーの影響を受けにくいと考えられるため、対象外とします。</p>	<p>TikTok Japan に係るプラットフォームは TikTok のみであるため、以下、TikTok について回答いたします。</p>
2 対象サービスの規模について	
<p>Q2-1</p> <p>対象サービスのうち、コンテンツの投稿に当たって利用者登録が必要なものについては、日本国内における（※1）最近の月間アクティブユーザー数（※2）として把握している数字を、いつの時点の数字かと併せて御教示下さい。</p> <p>※1 後記Q2-4参照。</p> <p>※2 1か月間に対象サービスに1度でもアクセスした利用者の数。</p>	<p>月間アクティブユーザーにつきましては、現時点では公表しておりません。</p>
<p>Q2-2</p> <p>対象サービスのうち、コンテンツの投稿に当たって利用者登録が不要なものについては、日本国内における（※）最近の月間合計投稿数として把握している数字を、いつの時点の数字かと併せて御教示下さい。</p> <p>※ 後記Q2-4参照。</p>	<p>月間合計投稿数は公表しておりません。</p>
<p>Q2-3</p>	<p>特にありません。</p>

<p>Q 2 - 1 及び 2 - 2 いずれの数字も把握していない対象サービスについては、日本国内における（※）事業規模を示す数字として把握しているその他の数字（登録ユーザー数など。推計値でもかまいません。）を御教示下さい。</p> <p>※ 後記Q 2 - 4 参照。</p>	
<p>Q 2 - 4</p> <p>Q 2 - 1 ~ 2 - 3 で御回答頂いた数字について、「日本国内における」数字であると整理された理由・基準を御教示下さい。</p> <p>例：利用者登録時に入力された住所、投稿言語、投稿時の位置情報など</p>	<p>Q 2 - 1 をご参照ください。</p>
<p>3 偽・誤情報の流通・拡散への対応方針について</p>	
<p>Q 3 - 1</p> <p>対象サービス上での日本国内における（※ 1）偽・誤情報（※ 2）の流通・拡散への対応について、次の 3 点を御教示下さい（※ 3）。</p> <p>※ 1 文字や音声については少なくとも日本語を含むもの、画像や映像については日本に関連する人・物・場所等の画像・映像を含むものを想定しております。それ以外の基準により「日本国内における」実態を把握している場合は、当該基準を明示いただいた上でお答えください。以下、「日本国内における」「日本国内において」「日本に関する」とある箇所につき同様。</p> <p>※ 2 ここではひとまず大まかに、「内容や発信主体等に関して虚偽や誤解を招く事項を含む情報」とお考え下さい。</p> <p>※ 3 既に公開している規約、ポリシー、ガイドライン等（以下「規約等」）の中で説明している場合は、当該規約等のタイトル及び URL を付記して、該当箇所を抜粋下さい。</p> <p>（1）何らかの対応が必要と考える「偽・誤情報」の範囲（定義）・類型</p> <p>例：災害関係、健康・医療関係、選挙・政治関係、国際紛争関係、青少年関係、自殺誘発関係、犯罪（詐欺など）誘発関係、ディープフェイクなど</p>	<p>（1）何らかの対応が必要と考える「偽・誤情報」の範囲（定義）・類型</p> <p>TikTok では、すべてのユーザー、そして TikTok 自身が守るべきルールである「コミュニティガイドライン」を公表しており、当ガイドラインにおいて、削除等の対象となる偽・誤情報について、以下のとおり定めています。</p> <p>【コミュニティガイドライン】</p> <p>https://www.tiktok.com/community-guidelines/ja-jp/integrity-authenticity/</p> <p>① 禁止されるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 範囲：個人や社会に重大な危害を及ぼし得る不正確な、誤解を招く、または虚偽のコンテンツは、意図にかかわらず許可しません。 ・ 類型：重大な危害には、身体的、心理的、または社会的危害、および物的損害が含まれます。商業上の損害や風評被害はこれには含まれず、単なる不正確な情報や作り話も対象外となります。 <p>② おすすめフィードの対象外となるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 範囲および類型：一般的な陰謀論や緊急事態に関連する未確認の情報が含まれるコンテンツは、「おすすめ」フィードの対象外です。 <p>（2）上記（1）の類型ごとに想定される典型事例</p> <p>① 禁止されるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公共の安全に危険を及ぼしたり、危機または緊急事態についてパニックを引き起こし得たりする誤情報。以前に行われた攻撃の過去の映像を現在進行中であるかのように使用するこ

(2) 上記(1)の類型ごとに想定される
典型事例

(3) 上記(1)の類型ごとの具体的な対
応方法

例：削除、アカウント停止、表示順位の降格、
収益不能化、アクセス不能化、警告表示・ラベ
リング、ファクトチェック結果の表示、投稿時
の注記の義務付けなど

とや、特定の場所で基本的な生活必需品（食料や水など）が
在庫切れを起こしていると誤った主張をすることなど

- ・ 誤った医療情報。ワクチンに関する誤解を招く発言、生命を
脅かす疾患に対して適切な治療を受けることを思いとどまら
せる不正確な医療上の助言、公衆衛生に危険を及ぼすその他
の誤情報など
- ・ 確立した科学的コンセンサスを阻害する気候変動に関する誤
情報。気候変動やその一因となっている要素の存在を否定す
ることなど
- ・ 暴力的またはヘイトに満ちた危険な陰謀論。暴力的な行動を
呼びかける、過去の暴力行為と関連付ける、十分に立証され
ている暴力事件を否定する、保護属性を持つグループに対す
る偏見を引き起こすなど
- ・ 個人を名指しして攻撃する、特定の陰謀論
- ・ 現実世界の出来事について人に誤解を与えるようなやり方で
編集、接合、または合成された素材（動画や音声など）

②おすすりフィードの対象外となるもの

- ・ 根拠がなく、特定の出来事や事態が「政府」や「秘密結
社」などの秘密の集団や強力な集団によって引き起こされ
たとする一般的な陰謀論
- ・ 詳細がまだ明らかになっていない緊急事態や展開中の出来
事に関連する未確認情報
- ・ ファクトチェックの審査中の、危険性が高い可能性のある
誤情報

(3) 上記(1)の類型ごとの具体的な対応方法

上記(1)記載のとおり、削除やおすすりフィードの対象外と
するなどの対応を行なっています。また、その他にも、以下の
ように正確性が確認できないコンテンツについてユーザーに慎
重な行動を促す機能を開発し、運用しています。

- ・ 信ぴょう性未確認ラベル
 - ・ 信ぴょう性の低いコンテンツを含むと判断された動画
に、「信ぴょう性が未確認である」ことを表示するラベ
ルが付されます。
 - ・ ラベルが付された動画の投稿者には、作成した動画に
「信ぴょう性の低いコンテンツ」としてフラグが付け
られたことが通知されます。
 - ・ 視聴者がラベルの付いた動画を共有しようとする
と、動画に「信ぴょう性の低いコンテンツ」としてフラ
グが付けられているという通知が表示されます。これ
により、視聴者に立ち止まることを促し、信ぴょう性
の低い情報の共有を中止するきっかけを提供します。

	<ul style="list-style-type: none"> ・ https://newsroom.tiktok.com/ja-jp/effort-to-help-people-consider-before-they-share ・ 「変化の激しい出来事」ガイド <ul style="list-style-type: none"> ・ 紛争に関連する用語を検索すると、検索結果の動画が表示される前に、「変化の激しい出来事」であることを示すガイドが表示されます。ガイドでは、以下の3点を伝えています <ul style="list-style-type: none"> ・ 情報が必ずしも正確でない可能性があることを伝える ・ 慎重なリアクションを呼びかける ・ 公式の情報源を確認することを促す
<p>Q3-2</p> <p>Q3-1で御回答頂いた対応方針の背景となる基本的な考え方（重視している価値や哲学）があれば、御教示下さい。</p>	<p>TikTokは、誰もが信頼できる情報を入手し、オリジナルコンテンツに出会い、また信頼できる人々と関わることができるプラットフォームであるべきだと考えています。このような考え方が、TikTokとコミュニティの間に信頼と透明性をもたらす基盤となっています。</p> <p>グローバルなコミュニティでは人々がさまざまな意見を持つのは自然なことですが、TikTokは事実や真実に基づいたコミュニティを築き上げることに注力しています。</p>
<p>Q3-3</p> <p>Q3-1で御回答頂いた対応方針について、定期的な見直しや外部有識者・第三者機関等によるレビューを行っている場合は、(1)当該見直し・レビューの頻度・タイミング、及び(2)レビューの実施主体を御教示下さい。</p>	<p>(1) 当該見直し・レビューの頻度・タイミング</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ TikTokでは、コミュニティガイドラインを継続的に見直し、強化しています。見直しの頻度は定めておりませんが、TikTokはコミュニティの安全性の維持を最重要事項と考えており、新たな課題が現れた際に、迅速に検出して対応することがユーザーに対する責任であるとの考えに基づき、継続的にコミュニティガイドラインを見直ししています。 <p>(2) レビューの実施主体</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ セーフティー・アドバイザー・カウンスルをはじめとする専門家にも意見をいただきながら、当社にて見直しを行なっています。
<p>4 偽・誤情報の発信者（投稿者）の表現の自由等への配慮について</p>	
<p>Q4-1</p> <p>Q3-1で御回答頂いた対応方針の対象となる偽・誤情報（日本国内において流通するものに限り、以下「対象偽・誤情報」）の流通・拡散に対し、Q3-1(3)で御回答頂いた対応（以下「モデレーション等」）を実施した場合、実施の事実や理由を当該対象偽・誤情報の発信者（投稿者）に通知し、又は発信者（投稿者）の知り得る状態に置いている場合、その方法（※1）、</p>	<p>1. モデレーション等の実施における、投稿者への通知等の方法</p> <p>(1) アプリ内通知、アカウントステータスの確認画面への表示</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ コミュニティガイドラインに違反してコンテンツが削除された場合、アプリ内通知により、ユーザーに通知しています。 ・ その通知において、どのコミュニティガイドラインに違反したかについても明示して、削除の理由をユーザに知らせています。これにより、重ねて同じ違反をすることを防ぐとともに、モデレーションの透明性を確保しています。 ・ 削除の対象となった動画の下部にも、通知のメッセージが

<p>言語及び内容（※2）を御教示下さい。</p> <p>※1 例えば、書面、電子メール、対象サービス上での表示など。</p> <p>※2 例えば、モデレーション等を実施した事実及び理由のほか、後記5の第三者通報によるものか、第三者通報を待たず自社で検知・対応したものかといった実施の端緒や、Q4-3の苦情・不服申立て受付窓口に関する情報など。</p>	<p>表示され、そのメッセージから、削除の理由を知らせるページに遷移することができます。</p> <ul style="list-style-type: none"> また違反の履歴は、アプリ内のページであるアカウントステータスの画面で、確認することができます。 <p>(2) 「インサイト」画面への表示</p> <ul style="list-style-type: none"> コンテンツがおすすめフィードの対象外となった場合、投稿した動画をユーザー自身で分析できるアプリ内の「インサイト」画面に、その旨が表示されます。 その表示において、どのコミュニティガイドラインに違反しておすすめフィードの対象外となったのかを明示して、対象外となった理由をユーザーに知らせています。これにより、重ねて同じ違反をすることを防ぐとともに、モデレーションの透明性を確保しています。 <p>2. 日本語による通知の実施</p> <p>上記のアプリ内通知、アカウントステータス画面、インサイト画面、の全てにおいて、日本語で通知および表示がされています。</p>
<p>Q4-2</p> <p>対象偽・誤情報の流通・拡散に対して実施したモデレーション等について、当該対象偽・誤情報の発信者（投稿者）からの苦情や不服申立てを受け付ける窓口を設置している場合、当該窓口に関し、次の3点を御教示下さい。</p> <p>(1) 苦情・不服申立ての受付方法（※）</p> <p>※ 例えば、オンラインフォーム、書面、電子メール、電話など。なお、予め定められている申請フォーマットがある場合は、当該フォーマットを添付（又はURLを付記）下さい。</p> <p>(2) 日本語による苦情・不服申立てを受け付けているか否か</p> <p>(3) 窓口情報を日本語で公開している場合はその方法（※）</p> <p>※ オンライン上で公開している場合はURLを付記下さい。</p>	<p>TikTokでは、削除に関する異議申し立ての機会を確保するとともに、削除された理由も、日本語でわかりやすくユーザーに通知することで、モデレーションの透明性・公正性を確保しています。</p> <p>(1) 苦情・不服申立ての受付方法</p> <ul style="list-style-type: none"> 削除のシステム通知、もしくは削除された動画の下部に表示されるメッセージから遷移できる、削除の理由を通知する画面から、異議申し立てボタンをクリックして、申し立てできます。 投稿した動画をユーザー自身で分析できるアプリ内の「インサイト」画面からも、異議申し立てができます。 <p>(2) 日本語による苦情・不服申立てを受け付けているか否か</p> <ul style="list-style-type: none"> 日本語による異議申し立ての受付、及び日本語の返信を行なっています。 <p>(3) 窓口情報を日本語で公開している場合はその方法</p> <ul style="list-style-type: none"> こちらのウェブサイトで、日本語で、異議申し立ての方法を公表しております。 <ul style="list-style-type: none"> 削除の理由を通知する画面からの申し立て方法： https://support.tiktok.com/ja/safety-hc/account-and-user-safety/account-safety#4 インサイト画面からの申し立て方法： https://support.tiktok.com/ja/safety-hc/account-and-user-safety/content-

Q4-3

Q4-2で窓口を設置しているか否かにかかわらず、対象偽・誤情報の流通・拡散に対して実施したモデレーション等について、当該対象偽・誤情報の発信者（投稿者）から日本語で苦情や不服申立てを受けた場合における対応（以下「日本語苦情等対応」）（※1）に関し、次の8点を御教示下さい（※2）。

※1 苦情・不服申立て内容の合理性や問題となったモデレーション等の適否を調査・判断し、場合によってはモデレーション等を撤回するなどの対応を指します。

※2 問題となったモデレーション等が後記5の第三者通報によるものか、第三者通報を待たず自社で検知・対応したものかといった実施の端緒によって御回答内容が異なる場合は、当該実施の端緒別に御教示下さい。

（1）日本語苦情等対応が可能な人員として常用している人数

（2）日本語苦情等対応にAIその他の機械的手段を利用している場合は、当該手段の概要及び利用手順（どのようなケースで用いるのかなど）

（3）日本語苦情等対応にファクトチェック機関やマスメディア（新聞・放送）を関与させている場合は、当該機関等の名称及び関与手順（どのようなケースで関与させており、その意見等を日本語苦情等対応へどのように反映させているのかなど）

（4）上記（3）以外の外部有識者・団体を日本語苦情等対応に関与させている場合は、当該外部有識者・団体の名称及び関与手順（どのようなケースで関与させており、その意見等を日本語苦情等対応へどのように反映させているのかなど）

（5）日本語苦情等対応の開始から完了までの目標期間を定めている場合は、当該目標期間（「開始」及び「完了」の定義を含む）

（6）日本語苦情等対応の結果を発信者

（1）について

異議申し立てに対応する人員の人数は随時変動しうることもあり公表しておりませんが、TikTokでは、24時間365日、日本語の異議申し立てに対応できる体制を構築しています。

（2）について

異議申し立て対応は、システムと人間の両方で行なっています。

（3）について

異議申し立てについては、ファクトチェック機関等が関与することはありません。

（4）について

- 日本固有の差別等の人権侵害に関する一般的な考え方について、法務省人権擁護局と意見交換を実施するなどしており、それを踏まえた異議申し立てへの対応を行うことがあります。これにより、日本の文化や社会的背景を尊重・考慮したモデレーションや異議申し立てへの対応を実現しています。

- TikTokは、違法・有害情報相談センターの青少年案件情報提供スキームの協力事業者であり、当センターから直接情報提供を受け付けるチャンネルを構築しています。

- 違法・有害情報相談センター青少年案件情報提供スキーム

<https://ihaho.jp/aboutus/actions.html>

- 異議申し立て対応プロセスそのものに介入するものではありませんが、TikTokのポリシーや機能、安全性の強化等についてアドバイスいただく外部専門家の会議であるセーフティ・アドバイザリー・カウンシルや、10のNPO団体から成るセーフティパートナー・カウンシルを開催し、TikTokの異議申し立て対応を含むプラットフォームとして取り組むべきことについて、常に意見をいただいています。

- TikTok セーフティ・アドバイザリー・カウンシル

[https://www.tiktok.com/transparency/ja-](https://www.tiktok.com/transparency/ja-jp/advisory-councils/)

[jp/advisory-councils/](https://www.tiktok.com/transparency/ja-jp/advisory-councils/)

- TikTok セーフティ・パートナー・カウンシル

[https://www.tiktok.com/safety/ja-jp/safety-](https://www.tiktok.com/safety/ja-jp/safety-partners/)

[partners/](https://www.tiktok.com/safety/ja-jp/safety-partners/)

（5）について

- 苦情対応の開始から完了までの目標期間は公表しておりません。

（6）について

- 削除への異議申し立てについて、受付したことの通知、異

<p>(投稿者)に通知し、又は発信者(投稿者)の知り得る状態に置いている場合は、その方法、言語及び内容</p> <p>(7) 日本語苦情等対応の結果に対する再審査制度を設けている場合は、その概要(日本語による再審査要求を受け付けているか否か、及び外部有識者や第三者機関を関与させている場合はその詳細を含む)</p> <p>(8) 特定の発信者(投稿者)(※)からの日本語による苦情・不服申立てを優先的に取り扱うこととしている場合は、当該発信者(投稿者)の類型及び具体的な優先的取扱いの内容</p> <p>※ 例えば、国会、裁判所、行政機関、地方公共団体、その他公的機関(独立行政法人等)、国際機関、専門機関、ファクトチェック機関など</p>	<p>議の審査結果/理由の通知を、アプリ内で、日本語で実施しています。</p> <p>(7) について</p> <ul style="list-style-type: none"> 異議申し立ては1回のみ可能であり、原則再審査の結果が最終の判断となります。そのため、モデレーション等の実施の通知画面等においては、どのコミュニティガイドラインに違反したのかを明示し、異議申し立ての機会を通じて、コミュニティガイドラインへの理解を深めていただくよう、取り組んでいます。 <p>(8) について</p> <ul style="list-style-type: none"> 異議申し立てにおいて、特定の発信者(投稿者)を優先的に扱うことはありません。
<p>Q4-4</p> <p>Q4-3で御回答頂いた内容を公開している場合は、その方法(※)を御教示下さい。</p> <p>※ オンライン上で公開している場合はURLを付記下さい。</p>	<p>Q4-2(3)でご紹介したものの以外には、特にありません。</p>
<p>5 偽・誤情報の流通・拡散に対するモデレーション等の手続・体制について</p>	
<p>Q5-1</p> <p>対象偽・誤情報の流通・拡散について、それにより権利を侵害されている者及び発信者(投稿者)以外の第三者からの通報(以下「第三者通報」)を受け付ける窓口を設置している場合、当該窓口に関し、次の4点を御教示下さい。</p> <p>(1) 受け付けている通報手段(※)</p> <p>※ 例えば、オンラインフォーム、書面、電子メール、電話など。なお、予め定められている申請フォーマットがある場合は、当該フォーマットを添付(又はURLを付記)下さい。</p> <p>(2) 通報できる主体に限定を設けている場合は、当該主体</p> <p>例: 利用者登録済みユーザー、ログイン済みユーザー、国会、裁判所、行政機関、地方公共団体、国際機関、専門機関、ファクトチェック機</p>	<p>(1) 受け付けている通報手段</p> <ul style="list-style-type: none"> アプリ内の動画を長押しする等の方法で、迅速に通報することができます。 ウェブブラウザでTikTokを使用されている場合は、ウェブブラウザからも通報が可能です。 <p>(2) 通報できる主体に限定を設けている場合は、当該主体</p> <ul style="list-style-type: none"> 通報できる主体に制限はありません。 <p>(3) 日本語による通報を受け付けているか否か</p> <ul style="list-style-type: none"> 日本語による通報も受け付けています。 <p>(4) 窓口情報を日本語で公開している場合はその方法</p> <ul style="list-style-type: none"> こちらのウェブサイトで、日本語で、各種コンテンツの通報方法を公開しております。 https://support.tiktok.com/ja/safety-hc/report-a-problem

<p>関など</p> <p>(3) 日本語による通報を受け付けているか否か</p> <p>(4) 窓口情報を日本語で公開している場合はその方法(※)</p> <p>※ オンライン上で公開している場合はURLを付記下さい。</p>	
<p>Q5-2</p> <p>Q5-1の窓口を設置している場合、日本語による第三者通報を受け付けた後の対応(以下「日本語通報対応」)(※1)に関し、次の8点を御教示下さい(※2)。</p> <p>※1 通報内容の合理性や問題となったコンテンツの対象偽・誤情報該当性を調査・判断し、場合によってはモデレーション等を実施するなどの対応を指します。</p> <p>※2 通報主体や対象偽・誤情報の類型(Q3-1(1)参照)毎に異なる場合は、当該主体別又は類型別に御教示下さい。</p> <p>(1) 日本語通報対応が可能な人員として常用している人数</p> <p>(2) 日本語通報対応にAIその他の機械的手段を利用している場合は、当該手段の概要及び利用手順(どのようなケースで用いるのかなど)</p> <p>(3) 日本語通報対応にファクトチェック機関やマスメディア(新聞・放送)を関与させている場合は、当該機関等の名称及び関与手順(どのようなケースで関与させており、その意見等を日本語通報対応へどのように反映させているのかなど)</p> <p>(4) 上記(3)以外の外部有識者・団体を日本語通報対応に関与させている場合は、当該外部有識者・団体の名称及び関与手順(どのようなケースで関与させており、その意見等を日本語通報対応へどのように反映させているのかなど)</p> <p>(5) 日本語通報対応の開始から完了までの目標期間を定めている場合は、当該目標期間(「開始」及び「完了」の定義を含む)</p> <p>(6) 日本語通報対応の結果を通報者に通</p>	<p>(1) について</p> <ul style="list-style-type: none"> 第三者通報に対応する人員の人数は随時変動しうることもあり公表しておりませんが、TikTokでは、24時間365日、日本語による第三者通報に対応できる体制を構築しています。 <p>(2) について</p> <ul style="list-style-type: none"> 第三者通報への対応は、システムと人間の両方で行なっています。 <p>(3) について</p> <ul style="list-style-type: none"> 第三者通報への対応で、ファクトチェックが必要な場合は、ファクトチェック機関と連携をしています。グローバルで18のファクトチェック機関と連携しており、日本では特に、LEAD Storiesと連携しています。 <p>(4) について</p> <ul style="list-style-type: none"> 日本固有の差別等の人権侵害に関する一般的な考え方について、法務省人権擁護局と意見交換を実施するなどしているほか、第三者通報が法務省の人権擁護機関からの削除要請に関わるものであった場合、法務省人権擁護局と意見交換を実施し、第三者通報への対応を行うことがあります。これらにより、日本の文化や社会的背景を尊重・考慮したモデレーションや第三者通報への対応を実現しています。 第三者通報への対応プロセスそのものに介入するものではありませんが、TikTokのポリシーや機能、安全性の強化等についてアドバイスいただく外部専門家の会議であるセーフティ・アドバイザー・カウンシルや、10のNPO団体から成るセーフティパートナー・カウンシルを開催し、第三者通報への対応を含むプラットフォームとして取り組むべきことについて、常に意見をいただいています。 TikTok セーフティ・アドバイザー・カウンシル https://www.tiktok.com/transparency/ja-jp/advisory-councils/ TikTok セーフティパートナー・カウンシル https://www.tiktok.com/safety/ja-jp/safety-partners/ <p>(5) について</p>

<p>知し、又は通報者の知り得る状態に置いている場合は、当該通報の方法、言語及び内容</p> <p>(7) 日本語通報対応の有無・内容に関し、通報者からの不服申立てや問合せがあったときの専用窓口や処理手順を定めている場合は、その概要（日本語による不服申立て・問合せを受け付けているか否か、及び外部有識者や第三者機関を関与させている場合はその詳細を含む）</p> <p>(8) 特定の通報主体（※）からの日本語による通報を優先的に取り扱うこととしている場合は、当該通報主体の類型及び具体的な優先的取扱いの内容</p> <p>※ 例えば、国会、裁判所、行政機関、地方公共団体、国際機関、専門機関、ファクトチェック機関など</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第三者通報対応の開始から完了までの目標期間は公表しておりません。 <p>(6) について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 日本語による第三者通報について、日本語で対応結果の通知をしております。（ただしアカウントを所有しているユーザーのみに通知が可能です） <p>(7) について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第三者通報については不服申立てという形ではなく、改めて通報いただく形になります。その方法はこちらで公開しています。日本語での通報も受け付けています。 https://support.tiktok.com/ja/safety-hc/report-a-problem <p>(8) について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 下記のような信頼できる第三者による通報を優先的に取り扱う仕組みを構築しています。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 法務省の人権擁護機関 ・ TikTok Community Partner Channel（専門的な知識と経験を持つ NPO からプラットフォーム上の潜在的な違反コンテンツを通報いただくチャンネル）に参加している NPO ・ TikTok は、違法・有害情報相談センターの青少年案件情報提供スキームの協力事業者であり、当センターから直接情報提供を受け付けるチャンネルを構築しています。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 違法・有害情報相談センター青少年案件情報提供スキーム ・ https://ihaho.jp/aboutus/actions.html
<p>Q5-3</p> <p>対象偽・誤情報の流通・拡散について、第三者通報を待たず自社で検知・対応（以下「検知・対応」）（※1）することがある場合、次の5点を御教示下さい（※2）。</p> <p>※1 検知内容の合理性やモデレーション等の必要性を調査・判断し、場合によってはモデレーション等を実施するなどの対応を含みます。</p> <p>※2 対象偽・誤情報の類型（Q3-1（1）参照）ごとに異なる場合は当該類型別に御教示下さい。</p> <p>(1) 検知・対応に向けた調査を実施する頻度・ケース</p> <p>(2) 検知・対応にAIその他の機械的手段を利用している場合は、当該手段の概要</p>	<p>(1) について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ TikTok では、24 時間 365 日、投稿されるすべての動画を対象に偽・誤情報の検知・対応を行なっています。検知・対応は、主に投稿した瞬間と、一定の再生回数に達した段階で、行われています。 <p>(2) について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 検知・対応は、システムと人間の両方で行っています。 <p>(3) について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ TikTok では、グローバルで 18 のファクトチェック機関と連携しており、検知・対応において必要な場合は、随時ファクトチェック機関と連携して、審査を行なっています。日本では特に、LEAD Stories と連携しています。 <p>(4) について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 検知・対応の対象となったコンテンツが、日本固有の差別等の人権侵害に関わるものであった場合、法務省人権擁護局と意見交換を実施し、対応を行うことがあります。これにより、

<p>及び利用手順（どのようなケース・頻度で用いるのかなど）</p> <p>（３）検知・対応にファクトチェック機関やマスメディア（新聞・放送）を関与させている場合は、当該機関等の名称及び関与手順（どのようなケースで関与させており、その意見等を検知・対応へどのように反映させているのかなど）</p> <p>（４）上記（３）以外の外部有識者・団体を検知・対応に関与させている場合は、当該外部有識者・団体の名称及び関与手順（どのようなケースで関与させており、その意見等を検知・対応へどのように反映させているのかなど）</p> <p>（５）検知してからモデレーション等を実施するまで（モデレーション等を実施しない場合は実施しない旨決定するまで）の目標期間を定めている場合は、当該目標期間</p>	<p>日本の文化や社会的背景を尊重・考慮した検知・対応を実現しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> 検知・対応のプロセスそのものに介入するものではありませんが、TikTok のポリシーや機能、安全性の強化等についてアドバイスいただく外部専門家の会議であるセーフティ・アドバイザリー・カウンシルや、10 の NPO 団体から成るセーフティパートナー・カウンシルを開催し、TikTok の検知・対応を含むプラットフォームとして取り組むべきことについて、常に意見をいただいています。 <ul style="list-style-type: none"> TikTok セーフティ・アドバイザリー・カウンシル https://www.tiktok.com/transparency/ja-jp/advisory-councils/ TikTok セーフティパートナー・カウンシル https://www.tiktok.com/safety/ja-jp/safety-partners/ <p>（５）について</p> <ul style="list-style-type: none"> 検知してからモデレーション等を実施するまでの目標期間は公表しておりません。もっとも、TikTok では、投稿されるすべての動画を対象に検知・対応を行っており、検知・対応の結果、24 時間以内に削除された動画の割合を透明性レポートにおいて、公表しています。 2023 年 7 月～9 月期において、日本で削除された動画の総数に占める、24 時間以内に削除された動画の割合は、76.8% です。
<p>Q5-4</p> <p>Q5-2 及び 5-3 で御回答頂いた内容を公開している場合は、その方法（※）を御教示下さい。</p> <p>※ オンライン上で公開している場合は URL を付記下さい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> TikTok のモデレーションに対するアプローチ <ul style="list-style-type: none"> https://www.tiktok.com/transparency/ja-jp/content-moderation/ TikTok コミュニティガイドライン実施レポート（透明性レポート） <ul style="list-style-type: none"> https://www.tiktok.com/transparency/ja-jp/community-guidelines-enforcement-2023-3/
<p>6 偽・誤情報の流通・拡散への対応状況について</p>	
<p>Q6-1</p> <p>2022 年中及び 2023 年中それぞれに関する（※1）次の 20 点）として把握している数字があれば、御教示下さい（※2）。</p> <p>※1 別の期間の数字のみ回答可能な場合は、期間を明示した上で当該数字を御教示下さい。</p> <p>※2 可能であれば、対象偽・誤情報の類型別（Q3-1（1）参照）、モデレーション等の方</p>	<p>（1）について</p> <ul style="list-style-type: none"> TikTok では、3 ヶ月に一度、コミュニティガイドライン実施レポート（透明性レポート）を公表し、モデレーション等の実施状況の透明性を確保しています。 コミュニティガイドライン実施レポートにおいて、世界におけるコンテンツ削除数の上位 50 カ国について、各国の総削除数に占める、削除の根拠となったガイドライン項目ごとの割合も、公表しています。 この点、日本についてはガイドライン項目ごとの割合の公表

法別（同（3）参照）の数字も併せて御教示下さい。また、可能であれば、（9）～（12）については通報主体別（Q5-1（2）参照）、（18）・（19）については発信者（投稿者）の類型別の数字も併せて御教示下さい。

（1）対象偽・誤情報（※）についてモデレーション等を実施した件数

※ Q4-1のとおり、対象偽・誤情報は「日本国内において流通するもの」に限りますが、対象偽・誤情報に関する数字を把握していない場合で、何らかの推計値や、対象偽・誤情報に関する数字を含むものと思われる別の数字を把握しているときは、どのような数字であるか明示頂いた上で当該数字を御回答下さい。以下同じ。

（2）上記（1）のうち、AIその他の機械的手段のみによって検知・対応した件数

（3）上記（1）のうち、AIその他の機械的手段と人間の手を組み合わせてモデレーション等を実施した（第三者通報への対応過程でAIその他の機械的手段を利用した場合を含む）件数

（4）上記（2）（3）のうち、AIその他の機械的手段による判断結果に誤りがあることが事後的に判明した（上記（3）において人間の手によって補正された場合を含む）件数

（5）上記（1）のうち、ファクトチェック機関の意見等を反映してモデレーション等を実施した件数

（6）上記（1）のうち、マスメディアの意見等を反映してモデレーション等を実施した件数

（7）上記（1）のうち、上記（5）（6）以外の外部有識者・団体の意見等を反映してモデレーション等を実施した件数

（8）上記（5）～（7）のうち、ファクトチェック機関、マスメディアその他の外部有識者・団体の意見等に誤りがあることが事後的に判明した件数

（9）対象偽・誤情報に関する日本語によ

を開始したのは、2023年7月～9月期からであり2023年中の数値はないこと、また2023年10月～12月の数値はまだ公表されていないことから、ここでは年中の数値に代えまして、2023年7月～9月期の数値を記載いたします。

・ 2023年7月～9月期

- ・ 日本で削除された動画の総数：1,111,969
- ・ そのうち偽・誤情報を含む「誠実性と信頼性」のガイドラインによって削除された割合は、1.5%。これを件数で表示すると $1,111,969 * 1.5\% = \text{約 } 16,680$ 件。
- ・ なお、「誠実性と信頼性」のガイドラインのうち、偽・誤情報に限定した数値は現在のところ公表しておりません。

（2）について

- ・ 上記（1）のうち、機械的手段のみによって検知・対応した件数は、現時点では公表しておりません。

（3）について

- ・ 上記（1）のうち、機械的手段と人間の手を組み合わせてモデレーション等を実施した件数は、現時点では公表しておりません。

（4）について

- ・ （2）（3）でご回答いたしましたとおり、現時点では公表しておりません。

（5）について

- ・ ファクトチェック機関の意見等を反映した件数については、公表しておりません。

（6）について

- ・ モデレーションにおいて、マスメディアの意見等は反映しておりません。

（7）について

- ・ ファクトチェック機関・マスメディアを除く、外部有識者・団体の意見等は、審査プロセスそのものでは反映するものではありません。

（8）について

- ・ （5）（6）（7）でご回答いたしましたとおり、公表・実施しておりません。

（9）～（12）について

- ・ TikTokではシステム上、動画やコメントを長押しするだけでも（言語を使わずに）通報することができるため、第三者通報が日本語によるものであったかは特定しておりません。

（13）～（19）について

る (※) 第三者通報の総数

※ 日本語による第三者通報の件数を把握していない場合で、言語以外の基準により日本国内における同様の数字として把握している数字があるときは、当該基準を明示頂いた上で当該数字を御回答下さい（推計でもかまいません）。また、そのような数字も把握していない場合で、日本国内における数字を含むものと思われる別の数字を把握しているときは、どの範囲の数字であるか明示頂いた上で当該数字を御回答下さい。以下同じ。

(10) 上記(9)の第三者通報を契機として対象偽・誤情報についてモデレーション等を実施した件数

(11) 上記(9)の第三者通報を受け付けてからモデレーション等を実施するまで（モデレーション等を実施しない場合は実施しない旨決定するまで）に要した期間の平均値

(12) 上記(9)のうち、モデレーション等の有無・内容に関し、通報者からの不服申立てや問合せがあった件数

(13) Q4-2の窓口への対象偽・誤情報に関する発信者（投稿者）からの日本語による (※) 苦情・不服申立て件数

※ 日本語による苦情・不服申立て件数を把握していない場合で、言語以外の基準により日本国内における同様の数字として把握している数字があるときは、当該基準を明示頂いた上で当該数字を御回答下さい（推計でもかまいません）。また、そのような数字も把握していない場合で、日本国内における数字を含むものと思われる別の数字を把握しているときは、どの範囲の数字であるか明示頂いた上で当該数字を御回答下さい。以下同じ。

(14) Q4-2の窓口以外を通じた対象偽・誤情報に関する発信者（投稿者）からの日本語による苦情・不服申立ての件数

(15) 上記(13)(14)のうち、当該苦情・不服申立てに基づき、問題となったモデレーション等を撤回した件数

(16) 上記(13)(14)の苦情・不服申立て

・ Q4-2の窓口への対象偽・誤情報に関する発信者（投稿者）からの苦情・不服申し立てが日本語によるものであったか否かについては、特に分類しておりません。

(20) について

・ 外部紛争解決機関が関与する手続に発展した件数は公表しておりません。

<p>を受け付けてから、問題となったモデレーション等を撤回するまで（撤回しない場合は撤回しない旨決定するまで）に要した期間の平均値</p> <p>(17) 上記 (13) (14) のうち、Q 4-3 (7) の再審査要求があった件数</p> <p>(18) 上記 (13) (14) のうち、Q 4-3 (8) の類型に該当する特定の発信者（投稿者）による苦情・不服申立ての件数</p> <p>(19) 上記 (18) の苦情・不服申立てを受け付けてから、問題となったモデレーション等を撤回するまで（撤回しない場合は撤回しない旨決定するまで）に要した期間の平均値</p> <p>(20) モデレーション等の有無・内容に関し、発信者（投稿者）、通報者との間で、訴訟・仲裁・調停など裁判所等の外部紛争解決機関が関与する手続に発展した件数</p>	
<p>Q 6-2</p> <p>Q 6-1 で御回答頂いた数字について、いわゆる透明性レポート等の形で公開している場合は、その方法（※）と頻度（例えば、年 1 回など）を御教示下さい。</p> <p>※ オンライン上で公開している場合は URL を付記下さい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ TikTok では、3 ヶ月に一度、コミュニティガイドライン実施レポート（透明性レポート）を公表し、モデレーション等の実施状況の透明性を確保しております。 ・ コミュニティガイドライン実施レポートにおいて、各国の総削除数に占める、削除の根拠となったガイドライン項目ごとの割合も、公表しています。 ・ https://www.tiktok.com/transparency/ja-jp/reports/
<p>7 令和 6 年能登半島地震関連の偽・誤情報の流通・拡散への対応状況について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 回答
<p>Q 7-1</p> <p>2024 年 1 月 1 日に発生した令和 6 年能登半島地震に関連する偽・誤情報の流通・拡散に対する取組状況を御教示下さい。特に、現時点までにモデレーション等を実施した主なコンテンツとモデレーション等の方法別（Q 3-1 (3) 参照）件数を御教示下さい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特に能登半島地震に関連した取組については、Q7-3 をご覧ください。 ・ 偽・誤情報の流通・拡散に対する取組状況について、TikTok では、能登半島地震に限らず、偽・誤情報を含むコンテンツは厳格に禁止され、厳しく規制されています。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 誤情報への対抗策 TikTok ・ 誠実性と信頼性 TikTok ・ 偽・誤情報を含む可能性のあるコンテンツの審査は、偽・誤情報の審査に関してしっかりとトレーニングを受けた審査チームが担当しており、業界をリードするファクトチェッカーである Lead Stories のサポートを受けながら、偽・誤情報を含むコンテンツの審査および規制を実施しています。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 偽・誤情報に関連するコンテンツのラベルの付与などを含む、より詳細な取組状況については、Q 3 をご覧ください。

	<ul style="list-style-type: none"> ・ モデレーション等により対応した件数は、1～3月の透明性レポートの公表をお待ちください
<p>Q7-2</p> <p>令和6年能登半島地震に関連するコンテンツのうち、その内容が誤りであるとするファクトチェック機関のファクトチェック記事が存在するコンテンツについて、Q7-1で御回答頂いた件数に含まれる場合は、当該件数を御教示下さい。</p>	<p>当該件数は把握しておりません。</p>
<p>Q7-3</p> <p>令和6年能登半島地震に関連する偽・誤情報の流通・拡散への対応として、上記4及び5にて御回答頂いた回答と比べて体制を強化した場合は、強化した内容を御教示下さい。</p> <p>※ 例えば、対行政機関窓口の設置、モデレーション等を担当する人員の増強など。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和6年能登半島地震のインシデントは高リスクとして扱われ、通常のモデレーションに加えて特別な対策が講じられました。 ・ 令和6年能登半島地震のインシデントでは、高リスクなインシデントを担当するチームが、偽・誤情報を含むコミュニティガイドライン違反のコンテンツの一斉確認を実施し、また危険なキーワード/ハッシュタグのモニタリングを実施しました。 ・ 審査員チームは、地震に関連するコンテンツを審査する際に特に偽・誤情報が含まれていないか注意を払うように指導され、審査の精度向上のためのガイドラインが共有されました。
<p>Q7-4</p> <p>令和6年能登半島地震に関連する偽・誤情報の流通・拡散への対応に関し、他の事業者、ファクトチェック機関その他のファクトチェック関連団体又は日本の行政機関（※）との間で情報共有等の連携を実施している場合は、その詳細を御教示下さい。</p> <p>※ 例えば、内閣府（防災担当）、警察庁など。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和6年能登半島地震に関連する偽・誤情報への対応においても、ファクトチェック機関である LEAD Stories と連携しています。 ・ 災害時における正しい情報発信や、防災啓発の取り組みの一環として、ウェザーニュース等の公益性の高い団体と連携のもと、地震等の災害発生時における関連情報の発信（ライブストーリーミング）、平時における防災教育等の啓発プロジェクト（動画による啓発活動）を継続的に実施しております。 ・ 理事を務める業界団体の SMAJ において他の事業者と連携して、SMAJ の X アカウントおよび HP において、実際の被害と異なる救助要請といった虚偽情報の拡散や、送金を促す詐欺行為について、注意喚起を発信しました。
<p>Q7-5</p> <p>地震その他の災害に関連する偽・誤情報の流通・拡散への対応に関し、今後（さらに）体制を強化する予定・余地があれば、強化する内容を御教示下さい。</p>	<p>（現状も実施していますが、今後も取り組みを続けていく事項として）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ テクノロジー、ユーザーの報告、専門家やファクトチェックのパートナーからのトレンドレポートを通じて誤情報を検出しています。 ・ 選挙や自然災害など特定の高リスクイベントが発生する際には、地域の誤情報トレンドを積極的に監視し、迅速な対応ができるようにしています。

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新たな誤情報が発見されると、プラットフォーム上で類似のコンテンツを積極的にチェックします。
<p>Q7-6</p> <p>地震その他の災害に関連する偽・誤情報の流通・拡散への対応に際し、支障となっているもの・ことがございましたら、詳細御教示下さい。</p>	<p>特にありません。</p>
<p>8 レコメンドやモデレーション等に関する透明性・アカウントビリティ確保に向けた取組について</p>	
<p>Q8-1</p> <p>対象偽・誤情報を含む対象サービス上で表示される日本語のコンテンツについて、アルゴリズムを用いてモデレーション等の要否・内容を自動的に決定している場合、当該決定に当たって用いられる主なパラメータ及び当該決定の過程（当該パラメータが当該決定にどのように寄与しているのかなど）を御教示下さい。</p>	<p>1. モデレーションシステムについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ TikTok では、24 時間 365 日、すべての動画を審査しています。TikTok にアップロードされる動画は、まずコミュニティガイドラインに違反しているコンテンツを特定することを目的とした自動モデレーション技術により審査されます。 ・ このシステムは、すべてのコンテンツを対象とし、キーワード、画像、タイトル、記述、音声などのさまざまなシグナルを調査します。違反が特定されなかった場合は、プラットフォームに表示されます。違反の可能性が検出された場合、自動モデレーションシステムは追加審査のために当社の Trust and Safety チームに送信するか、コンテンツが TikTok のコミュニティガイドラインに違反しているという確証の度合いが高い場合には、自動的にコンテンツを削除します。ヌードや児童性的虐待などに関わる明白な違反がある場合などは、この自動削除の対象となります。 ・ より効果的に違反コンテンツを大規模に削除すると同時に、誤って削除する件数を減らすことができるよう、常に自動モデレーションシステムの精度向上に向けた投資を行っています。 <p>2. モデレーションシステムに用いられているテクノロジーの例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 偽・誤情報に関するシステムそのものではありませんが、モデレーションに用いられているテクノロジーの例として、ヘイトおよび暴力的な過激主義の特定方法をご紹介します。 ・ TikTok ではコンピュータービジョンモデルを使用して、過激主義者およびヘイトグループとの関連が知られている視覚的シグナル、エンブレム、ロゴを検出し、該当するコンテンツを削除しています。 ・ また、キーワードリストや自然言語処理 (NLP) などのテキストベースのテクノロジーを使用して、過激主義やヘイトグループのイデオロギーを促進する言葉づ

	<p>かいを検出しています。これにより、憎悪表現（絵文字の組み合わせにいたるまで）に含まれる用語に近い、または完全に一致するものを検出し、コメント、動画のキャプション、プロフィールの説明からこれらの用語を削除することができます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ さらに、ヘイトまたは過激主義に関するポリシー違反を過去に検出した場合は、そのようなコンテンツの複製またはほぼ複製に近いコンテンツを認識できる重複排除およびハッシュテクノロジーを採用しています。
<p>Q 8 - 2 Q 8 - 1 で御回答頂いたパラメータを用いてモデレーション等の要否・内容を自動的に決定していることについて、既に公開している規約等の中で説明している場合は、当該規約等のタイトル及びURLを付記して、該当箇所を抜粋下さい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ TikTok のコンテンツモデレーションに関するアプローチ <ul style="list-style-type: none"> ・ https://www.tiktok.com/transparency/ja-jp/content-moderation/ ・ ヘイトおよび暴力的な過激主義への対抗策（モデレーションシステムに用いられているテクノロジーの例） <ul style="list-style-type: none"> ・ https://www.tiktok.com/transparency/ja-jp/combating-hate-violent-extremism/
<p>Q 8 - 3 対象サービス上で表示される日本語のコンテンツ（広告を含みます）について、アルゴリズムを用いて表示先や表示順位等のレコメンドの要否・内容を自動的に決定している場合、当該決定に当たって用いられる主なパラメータ及び当該決定の過程（当該パラメータが当該決定にどのように寄与しているのかなど）を御教示下さい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ TikTok では、おすすめフィードは各ユーザーの好みを反映しています。このレコメンドシステムではユーザーが興味のあることから、興味のないことまでを調整しながら、これらを組み合わせた要素をもとに動画をランキング化し、個人に合わせたおすすめフィードを作るため動画をレコメンドしています。 ・ おすすめフィードに載る動画は多くの要因に基づいて決まります。以下は要因の一例です。 <ul style="list-style-type: none"> ・ ユーザーインタラクション：動画の「いいね」や「シェア」、アカウントのフォロー、コメント投稿、作成したコンテンツなど ・ 動画の情報：キャプション、サウンド、ハッシュタグなど ・ デバイスとアカウントの設定：言語や国の設定、デバイスの種類など。これらの要素は、システムのパフォーマンスを最適化するために含まれていますが、これらの要素からユーザーの嗜好は判別するのが難しいため、レコメンドシステム上では他の要素よりも重要度は低くなっています。 ・ TikTok のレコメンドシステムでは、動画をランキングするだけでなく、ランキングされた動画の類似性をチェックし、類似性が高い場合は、低いコンテンツと入れ替えることで、レコメンドシステムの多様性を確保しています。これにより、フィルターバブルを防止しています。
<p>Q 8 - 4</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ TikTok のレコメンドシステムの概要

<p>Q 8-3 で御回答頂いたパラメータを用いてコンテンツの表示先や表示順位等のレコメンドの要否・内容を自動的に決定していることにつき、既に公開している規約等で説明している場合は、当該規約等のタイトル及びURLを付記し、該当箇所を抜粋下さい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ https://www.tiktok.com/transparency/ja-jp/recommendation-system/ ・ TikTok が「おすすめ」に動画をレコメンドする仕組み ・ https://newsroom.tiktok.com/ja-jp/how-tiktok-recommends-videos
<p>Q 8-5 Q 8-1 及び 8-3 のアルゴリズムについて、透明性・アカウントビリティ確保に向けた取組の一環として、特定の第三者（※1）に対して特定の目的（※2）で開示している場合、当該第三者の名称又は類型その他の詳細（※3）を御教示下さい。</p> <p>※1 例えば、秘密保持契約を締結した研究機関や研究者など。</p> <p>※2 例えば、透明性・アカウントビリティ確保状況に関する監視・研究目的など。</p> <p>※3 例えば、開示目的、開示に至った経緯など。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ TikTok では透明性・説明責任情報公開センター（TAC）を、シンガポールとロサンゼルスに開設しています。TAC は、物理的な施設であり、専門家の皆さまに現地に来場いただき、TikTok のアルゴリズムや、モデレーションに用いられているテクノロジーについて理解を深めていただいたり、モデレーションを実際に経験していただくことができます。また、秘密保持契約を締結した限られた研究者には、アルゴリズムのコードの一部公開も行なっています。 ・ 現在、研究者向けの API を米国・欧州で連携している一部の研究者の方のみに公開しております。それ以外の地域（日本含む）の研究者の方への公開は、まだ今後検討していく段階です。
<p>Q 8-6 Q 8-4 で既に開示しているか否かにかかわらず、Q 8-1 及び 8-3 のアルゴリズムについて、今後、特定の第三者に対して特定の目的で開示することの可否・継続性に関するお考えがあれば、お聞かせ下さい。</p>	<p>Q 8-5 をご参照ください。</p>
<p>9 広告エコシステムの透明性・アカウントビリティ確保に向けた取組について</p>	
<p>Q 9-1 対象サービスのうち、広告収入を主たる運営基盤としているものについて、<u>日本に関する</u>コンテンツの発信者（投稿者）へ広告収入の分配を行っている場合、分配の基準を御教示下さい。特に、コンテンツのPV数やいいね、リポスト等の拡散行為の対象となった数という定量的な基準以外の定性的な基準（※）や、災害発生時を含む有事において適用される特別な基準が存在する場合は、当該定性的な基準や特別な基準を具体的に御教示下さい。</p> <p>※ 例えば、コンテンツに偽・誤情報が含まれる場合には基準となるPV数等から除外する、そのよ</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ TikTok では他のプラットフォームと異なり、投稿される個々の動画と、広告として投稿される動画は、直接には紐ついていません。システムの仕組み上、ある投稿者の動画の再生中に、広告動画が差し込まれて再生されることもありません。（地域により、広告主が TikTok 上の上位 4% の動画の次に自社製広告動画を再生させることができるサービスは展開されています） ・ このようなシステムの特徴から、より良いコンテンツの投稿を促したりクリエイターを支援する方法としては、現時点では「Creator Rewards Program」などのプロジェクト型のクリエイター支援の形をとっています。 ・ 「Creator Rewards Program」に参加するには、18 歳以上であること、コミュニティガイドラインを遵守したコンテンツであることが必要です。その上で、当プログラムにおいて

<p>うなコンテンツには広告を掲載しないなど。</p>	<p>は主に以下の 4 つの指標に焦点を当て、報酬が支払われます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 動画のオリジナリティ：クリエイター自身が制作したオリジナル動画コンテンツであること。クリエイター独自の視点や創造的な思考プロセスを表現しているものを指します。 ・ 再生時間：再生時間には動画の視聴時間と視聴完了率の両方が含まれます。 ・ 視聴者のエンゲージメント：いいね、コメント、シェア等が含まれます。 ・ 検索価値：人気の検索ワードに基づいてコンテンツに割り当てられる指標です。
<p>Q 9 - 2</p> <p>Q 9 - 1 で御回答頂いた内容を公開したり、普及啓発に向けた取組を実施したりしている場合は、その方法・内容（※）を御教示下さい。</p> <p>※ オンライン上で公開・普及啓発等している場合はURLを付記下さい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ Creator Rewards Program https://prtmes.jp/main/html/rd/p/000001002.000030435.html
<p>10 AI・ディープフェイク技術への対応状況について</p>	
<p>Q 10 - 1</p> <p>上記 4 で御回答頂いたもののほか、対象サービスに関連して AI システムを開発し、又は対象サービスに AI システムを組み込んで第三者に提供し、若しくは自ら利用している事例がある場合は、その概要を御教示下さい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ テキストを入力すると自動で動画の背景を作れる AI グリーンスクリーンなど多様なエフェクト機能や、聴覚障害のある方でも動画の音声を楽しんでいただける、自動で動画の音声を認識して字幕をつける機能のように、AI を活用した多様なサービスを提供しています。
<p>Q 10 - 2</p> <p>Q 10 - 1 で御回答頂いた AI システムの開発・提供・利用に関し、総務省及び経済産業省が策定・公表した「AI 事業者ガイドライン案」（※ 1）において、「生成 AI によって、内容が真実・公平であるかのように装った情報を誰でも作ることができるようになり、AI が生成した偽情報・誤情報・偏向情報が社会を不安定化・混乱させるリスクが高まっていることを認識した上で、必要な対策を講じる」ことが求められていることを受けて、何らかの対策（※ 2）を講じている場合は、その概要を御教示下さい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ TikTok は AI の透明性と責任あるイノベーションのためのフレームワークである「Partnership on AI」の Responsible Practices for Synthetic Media のローンチパートナーです。TikTok では、業界のベストプラクティスとなるこの新しい規範に沿って行動することを宣言しており、各システムの開発段階から、透明性と責任ある AI の観点で行動しています。 ・ 例えば AI グリーンスクリーンにおいては暴力的あるいは性的な映像は生成できないように設計するなど、開発段階から安全性の観点を取り入れています。 ・ TikTok は 2024 年 2 月にミュンヘン安全保障会議で発表された AI 選挙協定に合意しています。この合意には、リスクを軽減する技術を開発・導入し、プラットフォーム上でのコンテンツ配信を検知し、またこのような取り組みについて公衆

<p>※1 AI戦略会議第7回（2023年12月21日）資料1-3 https://www8.cao.go.jp/cstp/ai/ai_senryaku/7kai/13gaidorain.pdf</p> <p>※2 例えば、生成AIが事実と異なることをもつとらしく回答する（ハルシネーション）リスクへの対策としての開発上の工夫、AIシステム提供時におけるハルシネーションリスクに関する透明性・アカウントビリティ確保の取組（ユーザーへの情報開示等）、AIの学習過程を含む開発メンバーや提供先・利用者のリテラシー向上に向けた取組など。</p>	<p>への透明性を高めることなどが含まれています。</p>
<p>Q10-3</p> <p>対象サービス上でAIが生成した日本に関するコンテンツが投稿された場合に、これを検知するツールや、投稿時のラベリングを投稿者に義務付ける規約等を導入している場合は、その詳細及び実効性担保に向けた工夫（もしあれば）を御教示下さい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ AI生成コンテンツの制限 <ul style="list-style-type: none"> ・ コミュニティガイドラインにおいて、実在する人物の映像または音声を含むAI生成コンテンツを禁止しています。 ・ AIラベルの義務付け <ul style="list-style-type: none"> ・ TikTokでは、AIで生成したコンテンツであることをユーザー自身が動画に表示できる「AI生成ラベル」を開発しました。コミュニティガイドラインにおいて、AIで生成したコンテンツを投稿する際には「AI生成ラベル」をつけることを義務付けています。 ・ https://newsroom.tiktok.com/ja-jp/new-labels-for-disclosing-aigc-jp ・ 検知ツール <ul style="list-style-type: none"> ・ TikTokは、AI生成コンテンツやテクノロジーが進化するのに合わせて、検知機能を進化させ続けています。そのための専門家との緊密な連携も継続して参ります。
<p>Q10-4</p> <p>以上御回答頂いたほか、対象サービス上でAIが生成した日本に関するコンテンツが投稿された場合に対応するため、他のAI関連事業者（開発者・提供者・利用者）との間で連携・協力に向けた取組（※）を行っている場合は、その詳細を御教示下さい。</p> <p>※例えば、情報共有、資金援助、共同開発その他の技術提携・実装など。</p>	<p>特にありません。</p>
<p>11 ファクトチェックの推進に向けた取組について</p>	
<p>Q11-1</p>	<p>日本国内で連携できるファクトチェック機関を継続的に調査し</p>

<p>上記4及び5で御回答頂いたもののほか、日本国内に所在するファクトチェック機関その他のファクトチェック関連団体（※1）との間で連携・協力に向けた取組（※2）を行っている場合は、その詳細を御教示下さい。</p> <p>※1 日本国内に向けたサービスを提供する等の活動をしているものを含みます。</p> <p>※2 例えば、情報共有、資金援助、ファクトチェックを容易にするツールの開発や技術提携・実装、人材育成・交流、対象サービス上でのコンテンツの優先的表示、イベントの共催・後援など。</p>	<p>ておりますが、連携機関の追加について、現時点では未定です。</p>
<p>Q11-2</p> <p>ファクトチェック機関その他のファクトチェック関連団体との連携・協力に向けた取組に際し、支障となっているもの・ことがございましたら、詳細御教示下さい。</p>	<p>特にありません。</p>
<p>Q11-3</p> <p>その他、日本国内におけるファクトチェックの推進の観点から行っている具体的な取組（※）があれば、詳細御教示下さい。</p> <p>※ 例えば、ファクトチェックを容易にするツールの開発・提供、ファクトチェックを実施する人材の育成など。</p>	<p>日本国内における偽・誤情報のリスクを軽減するために、以下のような取り組みを行なっています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ファクトチェックに関わる審査員のトレーニング ・ 誤情報関連のコンテンツトレンドの定期的なチェック 等
<p>12 マスメディア（新聞・放送）との連携状況について</p>	
<p>Q12-1</p> <p>上記4及び5で御回答頂いたもののほか、日本国内に所在するマスメディア（新聞・放送）（※1）との間で連携・協力に向けた取組（※2）を行っている場合は、その詳細を御教示下さい。</p> <p>※1 日本国内で活動しているものを含みます。</p> <p>※2 例えば、情報・ノウハウの共有、資金援助、人材交流、対象サービス上でのコンテンツの優先的表示、イベントの共催・後援など。</p>	<p>国内では、特にありません。</p>
<p>Q12-2</p> <p>マスメディアとの連携・協力に向けた取組に際し、支障となっているもの・こと</p>	<p>特にありません。</p>

<p>ございましたら、詳細御教示下さい。</p>	
<p>13 利用者のICTリテラシー向上に向けた取組について</p>	
<p>Q13-1 日本国内に所在する教育機関・普及啓発機関や消費者団体・利用者団体（※1）との間で連携・協力に向けた取組（※2）を行っている場合は、その詳細を御教示下さい。</p> <p>※1 日本国内で活動しているものを含みます。</p> <p>※2 例えば、対象サービスの利用者のICTリテラシー向上に関する定期的な意見交換、教育教材の共同開発、教育・普及啓発イベントの共催・後援など。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 安心ネットづくり促進協議会に参加しています。 ・ https://www.good-net.jp/promotion-partner/partners/ ・ 高校生 ICT カンファレンスに参加し、各地の高校において、ICTリテラシー向上に関する講演を行なっています。 ・ 学校・教育委員会や、自治体が行う青少年向けのカンファレンス、財団が行う研究事業などにおいて、パネリストや講演者として参加し、ICTリテラシー向上に向けた啓発活動に取り組んでいます。
<p>Q13-2 教育機関・普及啓発機関や消費者団体・利用者団体との連携・協力に向けた取組に際し、支障となっているもの・ことがございましたら、詳細御教示下さい。</p>	<p>特にありません。</p>
<p>Q13-3 その他、日本国内における対象サービスの利用者のICTリテラシー向上の観点から行っている具体的な取組（※）があれば、詳細御教示下さい。</p> <p>※ 例えば、教材作成、普及啓発活動など。</p>	<p>利用者のICTリテラシー向上に向けて、専門家やクリエイターと連携して、下記のとおり多様な啓発活動を行っています。全ての啓発活動において、専門家やクリエイターと連携しており、幅広い年齢層に啓発メッセージを伝えることができるTikTokの特徴を活かした取り組みを行っています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ サイバーセキュリティ月間 <ul style="list-style-type: none"> ○ 2024年（偽・誤情報の防止） <ul style="list-style-type: none"> ▪ 専門家による、クリエイターや大学生向けワークショップの開催 <ul style="list-style-type: none"> ▪ https://newsroom.tiktok.com/ja-jp/tiktok-cyber-security-months-initiative-offline-workshop ▪ クリエイターと連携した啓発動画の作成 <ul style="list-style-type: none"> ▪ https://www.tiktok.com/@tiktokjapan/video/7345415522147634440 ○ 2023年（デジタル性暴力の防止、特に加害者啓発に重点） <ul style="list-style-type: none"> ▪ https://newsroom.tiktok.com/ja-jp/tiktoksafetycyber ○ 2022年（デジタル性暴力の防止） <ul style="list-style-type: none"> ▪ https://newsroom.tiktok.com/ja-

jp/tiktoksafetypr

- 2021年（誹謗中傷の防止、デジタル性暴力の防止）
 - TikTok Live を活用した啓発座談会のライブ配信：
<https://note.com/tiktok/n/nca132d849310>
 - <https://newsroom.tiktok.com/ja-jp/tiktok-japan-starts-tiktok-cybersecurity-month-project>
- 若年層の性暴力被害予防月間
 - <https://note.com/tiktok/n/n4378e4b1d5b5>
- NPO と連携したクリエイター向け啓発ワークショップ（自撮り被害の防止）
 - <https://note.com/tiktok/n/nde7ed417d36d>
- 自殺予防週間
 - 2023年
 - NPO や不登校の経験者、著名人と連携したTikTok Live 配信：
<https://note.com/tiktok/n/n58ed53f2b8a0>
 - 2022年
 - <https://note.com/tiktok/n/nbd5c82732c86>
 - 2021年
 - <https://note.com/tiktok/n/ncedf8a09537a>
- 感染症ワクチン啓発
 - <https://note.com/tiktok/n/n0ceb85bf4605>
- 研究者と連携した「TikTok クリエイター向けメンタルヘルス講習会」
 - <https://newsroom.tiktok.com/ja-jp/tiktok-safety-mental-health>
- TikTok 悩み相談「性の悩み」「不登校」「親との関係」
 - <https://note.com/tiktok/n/n116b16be64a1>
- 選挙に関するデジタルリテラシーキャンペーン
 - <https://newsroom.tiktok.com/ja-jp/tiktok-go-2-senkyo-project>
- 親子向け啓発イベント
 - <https://newsroom.tiktok.com/ja-jp/safetyeventforfamily>
- ペアレンタルコントロール利用の手引きの公開
 - <https://note.com/tiktok/n/n22d368e7e56f>
- クリエイターと連携した、安心安全のための啓発動画の制作
 - <https://prt看imes.jp/main/html/rd/p/000000143.000030435.html>

いて	
<p>Q14-1</p> <p>上記10で御回答頂いたもののほか、対象サービスに関連して、日本国内に所在する研究機関・研究者・アカデミア（※1）との間で、特に認知科学、心理学、情報工学、計算社会科学、法学などの分野において連携・協力に向けた取組（※2）を行っている場合は、その詳細を御教示下さい。</p> <p>※1 日本国内で活動しているものを含みます。</p> <p>※2 例えば、情報共有、資金援助、共同開発その他の技術提携・実装、イベントの共催・後援など。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 共同研究 <ul style="list-style-type: none"> ・ 「日本の SNS を起因とした児童の性犯罪に至るオンライン上でのコミュニケーションとプロセスに関する研究」東洋大学 桐生 正幸 教授 ・ 透明性・説明責任情報公開センターの開設 <ul style="list-style-type: none"> ・ Q8-5 に記載したとおり、透明性・説明責任情報公開センターでの活動を通じて、研究者への積極的な情報公開を行なっています。
<p>Q14-2</p> <p>研究機関・研究者・アカデミアとの連携・協力に向けた取組に際し、支障となっているもの・ことがございましたら、詳細御教示下さい。</p>	<p>特にありません。</p>
<p>Q14-3</p> <p>研究機関や研究者等向けに、対象サービス上の情報流通の状況に関する実データをAPI等を通じて提供している場合は、提供先その他の詳細（※）を御教示下さい。</p> <p>※ 例えば、提供開始（予定）時期、対価の額等の提供条件など。</p>	<p>Q8-5 に記載したとおり、研究者向けのAPIの公開を行なっています。</p>
<p>Q14-4</p> <p>Q14-3で提供していない場合において、過去に提供していたことがある場合は、提供先、提供期間及び提供を終了した理由を御教示下さい。</p>	<p>Q14-3をご参照ください。</p>
<p>Q14-5</p> <p>Q14-3で提供していない場合（Q14-4の場合を含みます。）、将来的に提供を開始（再開）することの可否についてお考えをお聞かせ下さい。</p>	<p>Q14-3をご参照ください</p>
<p>Q14-6</p> <p>その他、対象サービスに関連した研究開発の推進の観点からの具体的な取組（※）があれば、詳細御教示下さい。</p> <p>※ 例えば、電子透かし技術の開発、ディープフェイク検知・対抗技術の開発、自動ファクトチェック技術の開発など。</p>	<p>特にありません。</p>

<p>15 サイバーセキュリティ関係機関等との連携について</p>	
<p>Q15-1 サイバーセキュリティ関係機関（※1）との間で、対象サービスに関連して連携・協力に向けた取組（※2）を行っている場合は、その詳細を御教示下さい。</p> <p>※1 日本国内に向けたサービスを提供する等の活動をしているものを含みます。</p> <p>※2 例えば、情報共有、資金援助、共同開発その他の技術提携・実装、イベントの共催・後援など。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 外部のインテリジェンス専門機関と、サイバーセキュリティに関するモニタリング及び情報提供において連携しています。この連携には、TikTokのコミュニティを欺いたりする可能性のあるアカウント（例：選挙の信頼性に悪影響を及ぼす可能性のあるアカウント）を探知するための協力などが含まれます。 Tech Against Terrorismのメンバーとして、暴力的過激主義者がプラットフォームを利用して害を及ぼすことを防ぐ取り組みを行なっています。
<p>Q15-2 サイバーセキュリティ関係機関との連携・協力に向けた取組に際し、支障となっているもの・ことがございましたら、詳細御教示下さい。</p>	<p>特にありません。</p>
<p>Q15-3 その他、対象サービス上の対象偽・誤情報の流通・拡散への対応として、サイバーセキュリティ対策との連携の観点から行っている具体的な取組（ISACへの参加など）があれば、詳細御教示下さい。</p>	<p>特にありません。</p>
<p>16 行政機関や地方公共団体等との連携について</p>	
<p>Q16-1 日本の行政機関や地方公共団体等との間で連携・協力に向けた取組（※）を行っている場合は、その詳細を御教示下さい。</p> <p>※ 例えば、情報共有、対象サービス上でのコンテンツの優先的表示、イベントの共催・後援、官民連絡会議（米国におけるGlobal Internet Forum to Counter Terrorism（GIFST）や選挙のintegrityに関するワーキンググループ（https://perma.cc/JC5V-MARG）に相当するものなど）の設置など。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 多様化する行政課題の解決を支援するため、TikTokでは地方公共団体や行政機関と連携のもと、観光、広報、文化・伝統芸能、中小事業者支援、防災啓発、平和教育、気候変動啓発など多岐にわたる政策テーマにおいて広報啓発・プロモーション等の取り組みを推進しています。直近3か年では、2022年32件、2023年42件、2024年9件の計83件の連携事例を実施しました。 連携した取り組みの例 <ul style="list-style-type: none"> 令和5年7月九州北部豪雨災害や能登半島地震を支援するチャリティーLIVE開催および寄付贈呈等の復興支援プロジェクト 広島県との「県政コミュニケーションに係る連携及び協力に関する連携協定」の締結および毎年8月6日に開催する「平和記念式典」のLIVE配信 札幌市と「魅力発信の取り組みに関する連携協定」を締結 選挙ドットコムと連携した統一地方選挙に合わせて

	<p>選挙教育プロジェクト</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 埼玉県と共同で「家族三世代で楽しめる TikTok セミナー」を開催 <p>(その他、各省庁とも連携したプロジェクトも多く実施いたしましたが、当ヒアリングシートでは割愛させていただきます)</p>
<p>Q16-2</p> <p>行政機関や地方公共団体等との連携・協力に向けた取組に際し、支障となっているもの・ことがございましたら、詳細御教示下さい。</p>	<p>特にありません。</p>
<p>17 国際機関等との連携について</p>	
<p>Q17-1</p> <p>国際機関や専門機関等との間で連携・協力に向けた取組(※)を行っている場合は、その詳細を御教示下さい。</p> <p>※ 例えば、情報共有、対象サービス上でのコンテンツの優先的表示、イベントの共催・後援など。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国際会議のスポンサーとして参加 <ul style="list-style-type: none"> ・ 国際ファクトチェックネットワーク (IFCN) 主催の世界ファクトチェック会議 Global Fact 10 のスポンサー及びセッション開催 ・ 国際機関とのメディアリテラシーキャンペーンのコラボ <ul style="list-style-type: none"> ・ UNDP クリエイター・フォワード : UNDP と連携したハラスメント及びヘイトスピーチ防止キャンペーン ・ 米国国立児童行方不明センター (NCMEC) との連携 <ul style="list-style-type: none"> ・ 児童の性被害防止のために、TikTok のグローバルチャイルドセーフティチームは、24 時間体制で、疑わしい児童搾取コンテンツを積極的に米国国立児童行方不明センター (NCMEC) に報告します。その後、NCMEC はこれらの情報を警察庁と共有します。また、コンテンツに緊急性があるか、または深刻な場合は、該当チームが迅速に情報を提供するため警察庁に、サイバーチップを共有しています。
<p>Q17-2</p> <p>国際機関や専門機関等との連携・協力に向けた取組に際し、支障となっているもの・ことがございましたら、詳細御教示下さい。</p>	<p>特にありません。</p>
<p>Q17-3</p> <p>その他、国際連携の観点から行っている具体的な取組(国際会議への出席など)があれば、詳細御教示下さい。</p>	<p>世界経済フォーラム年次総会(ダボス会議)等に出席し、プラットフォームの安全性について各国の閣僚はじめ政府関係者とも意見交換を行なっています。</p>
<p>18 その他のステークホルダーとの連携</p>	

状況について	
<p>Q18-1</p> <p>日本国内に所在するその他のコンテンツ制作主体（※）との間で連携・協力に向けた取組を行っている場合は、その詳細を御教示下さい。</p> <p>※1 ジャーナリスト、クリエイター、ネットメディアなど。日本国内で活動しているものを含みます。</p> <p>※2 例えば、情報・ノウハウの共有、資金援助、人材交流、対象サービス上でのコンテンツの優先的表示、イベントの共催・後援など。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「不登校新聞」と連携し、『不登校生動画選手権』を2023年5月に共催しています。好評につき、今年もこの取り組みは継続予定です。https://newsroom.tiktok.com/ja-jp/tiktok-safety-student-movie-championship ・ クリエイターの皆様との連携・協力は常に実施しています。以下は一部の例です。 <ul style="list-style-type: none"> ○ クリエイターの皆さんへの情報・ノウハウの共有においては、TikTok Creator Academyというエデュケーションプログラムを実施しています（https://newsroom.tiktok.com/ja-jp/tiktok-creator-academy-4th-edition）。 ○ クリエイターの皆さんの人材交流という意味では、クリエイター同士のコミュニティづくりを重視したTikTok Creator Connect（https://note.com/tiktok/n/nfa9a42e9c66d?magazine_key=m9f9b1cca723a）や、クリエイターとファンとの交流を目的としたTikTok Creative Festivalも開催しています。
<p>Q18-2</p> <p>日本国内に所在する他の電気通信事業者（※）との間で、ゼロレーティングサービスの享受などを通じた連携を行っている場合は、その詳細を御教示下さい。</p> <p>※ 日本国内で事業を運営しているものを含みます。</p>	<p>日本におけるゼロレーティングの享受を通じた連携は以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ Softbank: ウルトラギガモンスタープラスプラン（2020年3月11日をもち新規受付終了） ・ NuroMobile: Neoプラン（https://mobile.nuro.jp/option/neo-datafree/） ・ Povo2.0 PrePaidプラン: 期間限定のゼロレーティングを含むオプション。SNSデータ使い放題（3/20-4/20, 2023）、SNS+動画データ使い放題（4/28-5.28, 2023）。
<p>Q18-3</p> <p>日本国内に所在する他のプラットフォーム（※1）事業者やメタバース関連事業者（※2）と連携・協力に向けた取組（※3）を行っている場合は、その詳細を御教示下さい。</p> <p>※1 SNS、検索サービス、動画共有サービス、ブログ・掲示板、ニュースポータル、キュレーションなど。</p> <p>※2 日本国内で事業を運営しているものを含みます。</p> <p>※3 例えば、情報共有、技術提携・実装、人材育成・交流、イベントの共催・後援など。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ SNS等のプラットフォームを運営する事業者等から構成される、一般社団法人ソーシャルメディア利用環境整備機構（SMAJ）に理事会社として参加し、会員の事業者の皆さまと、各種委員会・ワーキンググループにおいて意見交換やベストプラクティスの共有を行なっています。 <ul style="list-style-type: none"> ・ https://smaj.or.jp/about-smaj/ ・ 他のプラットフォームと連携した、安全のための啓発活動に取り組んでいます。2021年にはプラットフォームにおける性被害の防止を目的として、専門家やNPOに加えて旧Twitter Japan株式会社、旧LINE株式会社と連携したオンラインセミナーを開催し、TikTok LIVEで配信することで啓発メッセージを発信しました。 <ul style="list-style-type: none"> ・ https://newsroom.tiktok.com/ja-jp/tiktok-holds-preventing-digital-sexual-violence-online-forum

<p>Q18-4</p> <p>Q18-1～18-3のステークホルダーとの連携・協力に向けた取組に際し、支障となっているもの・ことがございましたら、詳細御教示下さい。</p>	<p>特にありません。</p>
<p>19 特に紹介したい取組について</p>	
<p>Q19-1</p> <p>以上御回答頂いたほか、偽・誤情報の流通・拡散への対策をはじめ、デジタル空間における情報流通の健全性確保に向けた貴社の取組として共有可能なものがございましたら、当該取組の詳細（※1）を御教示下さい（※2）。</p> <p>※1 例えば、当該取組を実施するに至った背景・課題、当該取組による効果など。</p> <p>※2 この質問への御回答内容は、前記【御回答に当たっての留意事項】（3）のとおり、本検討会において「偽・誤情報対策に係る取組事例集（仮称）」としてとりまとめ、公開させて頂く予定です。</p>	<p>（一部、上記で紹介した取り組みを記載しています）</p> <p>1. 偽・誤情報の流通・拡散を防止するための機能の開発</p> <p>（1）信頼できる情報源へのアクセスと、慎重なアクションを呼びかけるガイドの表示</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 紛争に関連する用語をTikTokで検索すると、検索結果の動画が表示される前に、「変化の激しい出来事」であることを示すガイドが表示されます。ガイドでは、以下の3点を伝えています。 <ul style="list-style-type: none"> ○ 情報が必ずしも正確でない可能性があることを伝える ○ 慎重なリアクションを呼びかける ○ 公式の情報源を確認することを促す <p>（2）信頼できる情報へ遷移するラベルの表示</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 偽・誤情報のリスクが高い、感染症や選挙に関する情報について、省庁や専門家と連携して、信頼度の高い情報にユーザーを誘導するラベルを開発しています。例えば、コロナ感染症に関する動画を検知すると、公的な情報に遷移できるラベルが、その動画に自動で表示されます。 <p>（3）信ぴょう性未確認ラベルの表示</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 信ぴょう性の低いコンテンツを含むと判断された動画に、「信ぴょう性が未確認である」ことを表示するラベルが付されます。 ● ラベルが付された動画の投稿者には、作成した動画に「信ぴょう性の低いコンテンツ」としてフラグが付けられたことが通知されます。 ● 視聴者がラベルの付いた動画を共有しようとする時、動画に「信ぴょう性の低いコンテンツ」としてフラグが付けられているという通知が表示されます。この手順は、視聴者を立ち止まることを促し、「キャンセル」または「共有」の選択肢を検討する時間を提供するためのものです。 ● プレスリリース：https://newsroom.tiktok.com/ja-jp/effort-to-help-people-consider-before-they-share <p>2. 悪意を持ち、隠れて影響を与えようとする活動への対応状況</p>

	<p>の公表</p> <ul style="list-style-type: none"> 偽・誤情報の発信源ともなり得る「各地域で悪意を持ち、かつ隠れて影響を与えようとする活動（国際紛争地域に関する言説に影響を与えようとする活動など）」への対応について、透明性レポートで詳細に公表しています。 <p>3. 専門家やクリエイターと連携した偽・誤情報防止の啓発活動（2024年サイバーセキュリティ月間）</p> <ul style="list-style-type: none"> 専門家による、クリエイターや大学生向けワークショップの開催 <ul style="list-style-type: none"> https://newsroom.tiktok.com/ja-jp/tiktok-cyber-security-months-initiative-offline-workshop クリエイターと連携した啓発動画の作成 <ul style="list-style-type: none"> https://www.tiktok.com/@tiktokjapan/video/7345415522147634440
20 その他	
<p>Q20-1</p> <p>以上御回答頂いたほか、デジタル空間における情報流通の健全性確保に関する課題や今後の対応にあたっての基本的な考え方、具体的な方策などについて、御意見や補足等ございましたら御教示下さい。</p>	<p>特にありません。</p>